

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市整備部 公園緑地課 企画担当
不利益処分名	緑の相談所の利用の承諾を受けた者に対する退館命令
根 拠 法 令	とくしま植物園緑の相談所条例
根 拠 条 項	第6条第2項
連 絡 先	(電話 621 - 5295 )
処 分 基 準	<p>(利用者の守るべき事項等)</p> <p>第6条 第4条第1項の利用の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に当たって次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第3号、第4号及び第5号に掲げる事項については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 緑の相談所内の秩序、安全及び清潔を保つこと。</p> <p>(2) 施設等を損傷しないこと。</p> <p>(3) 施設等の備品を移動し、又は物品その他の器具類を搬入しないこと。</p> <p>(4) 緑の相談所内で物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。</p> <p>(5) 緑の相談所内の壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。</p> <p>(6) 承諾を受けた目的以外に使用しないこと。</p> <p>(7) その他係員の指示に従うこと。</p> <p>2 市長は、前項の規定に違反した利用者に対し、退館を命ずることができる。</p>
	<p>(利用の承諾)</p> <p>第4条 緑の相談所の研修室及び展示室並びにその付属設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 【略】</p>
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)